

浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置第1段階の実施計画について

平成 21 年 11 月 19 日

1, 2号機は、平成21年11月18日に、廃止措置(第1段階)(※)に移行しました。

この段階の解体工事準備期間中における具体的な実施計画について、添付資料のとおり、お知らせします。

また、廃止措置の実施状況をご覧いただくため、本日、弊社ホームページ上にコンテンツを開設しました。以後、当該ホームページ上で、進ちよく状況等を公表してまいります。

(コンテンツは[こちら](#))

※ 1, 2号機の廃止措置は、廃止措置期間全体を右表のとおり区分し、この順序で実施します。

区 分	
第1段階	解体工事準備期間
第2段階	原子炉領域周辺設備解体撤去期間
第3段階	原子炉領域解体撤去期間
第4段階	建屋等解体撤去期間

以 上

浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置第1段階「解体工事準備期間」中における実施計画について

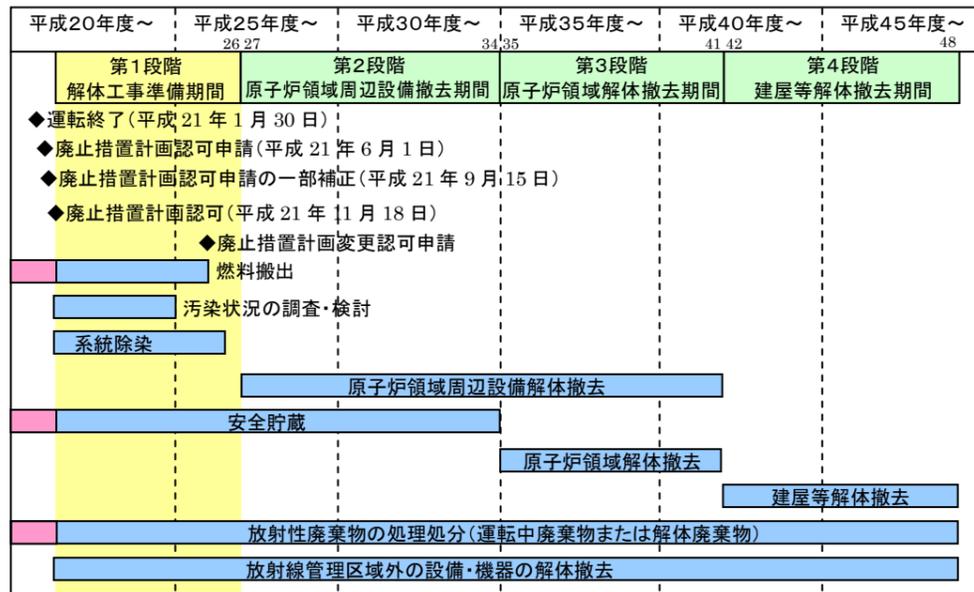
1 廃止措置について

1, 2号機の廃止措置は、全期間を第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」まで区分し、この順序で実施します。(表1)

今回、1, 2号機の全体期間にわたる廃止措置の基本方針と第1段階「解体工事準備期間」中に実施する事項をとりまとめた廃止措置計画について、平成21年11月18日に国から認可をいただき、この日をもって廃止措置の第1段階に移行しました。*1

(平成21年11月18日公表済み)

表1. 廃止措置の基本方針(全体計画)



* 変更認可申請は、解体工事の工程に合わせて、さらに段階的に実施する場合があります。

*1 第2段階以降については、第1段階での調査・評価結果に基づき詳細計画を策定し、廃止措置計画の変更認可を受けた上で実施する予定です。

2 第1段階「解体工事準備期間」中の実施工程について

1, 2号機の廃止措置の第1段階「解体工事準備期間」においては、引き続き燃料搬出を行うとともに、汚染状況の調査・検討、系統除染および放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去を開始します。(表2)

実施にあたっては、安全確保を最優先に、原子炉施設保安規定に則り、必要な安全対策を講じながら進めてまいります。

表2. 第1段階「解体工事準備期間」の計画*1

	平成21年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	11月	12月	1月					
	▼廃止措置計画認可(11月18日)							
燃料搬出	1号機	使用済燃料(4, 5号機燃料プールへ)			新燃料および使用済燃料			
	2号機	使用済燃料(4, 5号機燃料プールへ)			新燃料および使用済燃料			
汚染状況の調査・検討	プラントデータ等調査			放射化汚染、二次的汚染に関する評価				
系統除染	1号機	*2			原子炉圧力容器の除染準備・原子炉圧力容器の除染			
	2号機	*2			原子炉圧力容器の除染準備・原子炉圧力容器の除染			
放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去	原子炉格納容器室素供給装置等			主要変圧器等				

*1 本計画については、工事の実施状況、検討・評価状況等により変更となる可能性があります

*2 原子炉再循環系、原子炉冷却材浄化系および余熱除去系の除染

3 第1段階「解体工事準備期間」中の実施項目について

1, 2号機廃止措置の第1段階「解体工事準備期間」に実施する各項目の内容は以下のとおりです。

(1) 燃料搬出

現在、1, 2号機には、燃料プールおよび新燃料貯蔵庫に使用済燃料および新燃料が保管されています。第1段階においては、これらの燃料すべてを搬出する予定です。搬出先としては、4, 5号機の燃料プール、再処理工場および燃料加工工場を予定しています。(図1)

(2) 汚染状況の調査・検討

施設の汚染状況の調査を行い、その結果に基づき、放射線管理区域内の設備・機器の解体時期の決定、解体方法の策定、解体廃棄物の量の評価、安全貯蔵期間の評価を行います。(図2)

(3) 系統除染

原子炉運転期間中の定期検査において、被ばく低減対策として行ってきた原子炉再循環系*1の系統除染手法等を用いて、原子炉再循環系、原子炉冷却材浄化系*2および余熱除去系*3の機器・配管の内面ならびに原子炉圧力容器の内面に付着した放射性物質の除去を行います。このような系統除染は、主に薬品を使った化学除染により行うとともに、一部については機械除染により行います。*4 (図3)

- *1 原子炉再循環系は、原子炉運転期間中に、原子炉内の原子炉冷却材を循環し、炉心の冷却および原子炉熱出力の制御を行っていた系統です。
- *2 原子炉冷却材浄化系は、原子炉運転期間中に、原子炉水中の不純物を除去し、原子炉水の水質を維持していた系統です。
- *3 余熱除去系は、原子炉運転期間中、プラント停止時や原子炉冷却材喪失等の非常時に、炉心の冷却および原子炉の崩壊熱等の除去をおこなうために設置されていた系統です。
- *4 系統除染により発生した廃液や使用済フィルタは、廃棄物処理施設で処理します。

(4) 放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去

放射線管理区域外で、供用を終了した設備・機器(原子炉格納容器室素供給装置、主要変圧器等)について、順次、解体撤去を行います。*1 (図3)

*1 原子炉格納容器室素供給装置の室素、主要変圧器の絶縁油については、すでに廃棄処分済みです。

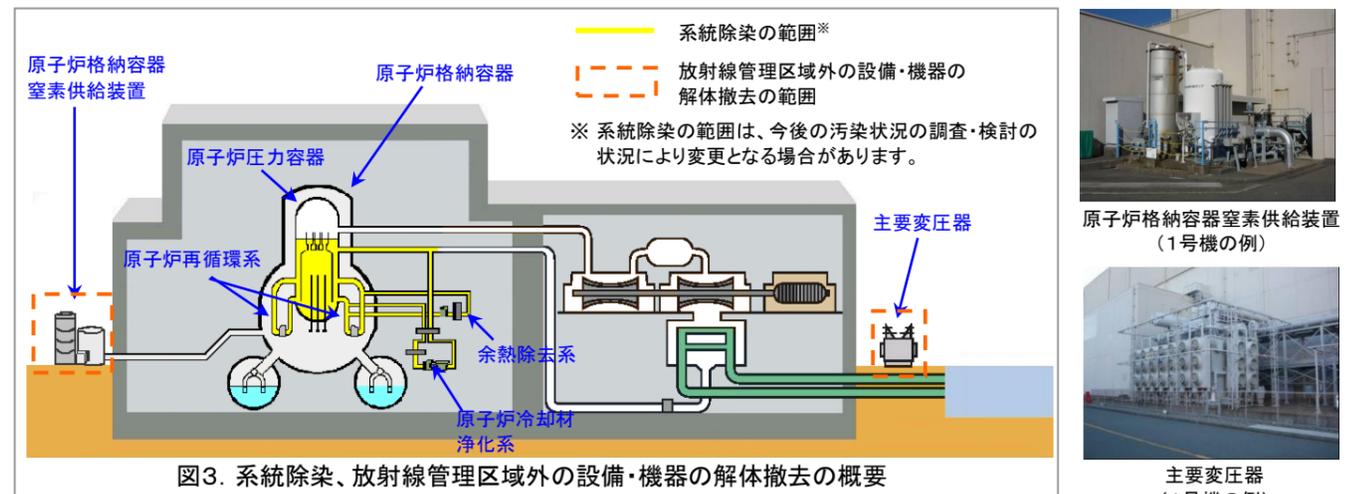


図3. 系統除染、放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去の概要

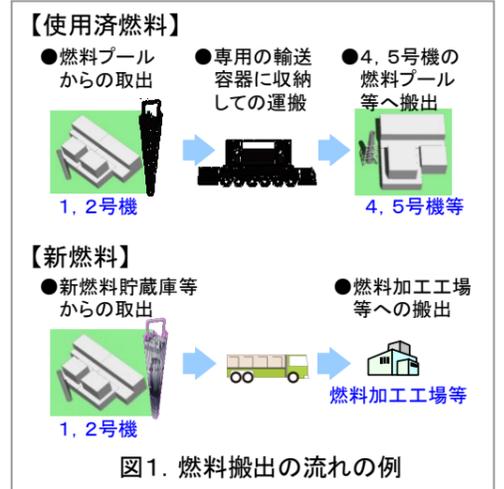


図1. 燃料搬出の流れの例



図2. 汚染状況の調査の例



原子炉格納容器室素供給装置(1号機の例)



主要変圧器(1号機の例)